

【お 知 ら せ】

愛知県施設園芸用燃
油価格高騰対策支援
金とは別の事業です

～豊田加茂地域の施設園芸生産者の皆さまへ～

燃料価格の高騰に備えて、国が令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」を募集していますので、お知らせします。

事業の詳しい内容・要件等は、愛知県燃油高騰対策推進協議会PR資料をご覧ください。

- 事業は、施設園芸農家3戸以上のグループでの加入となりますので、ご自身で組織等^{※1}を作り、書類作成などをしていただく必要があります。
- 加入が認められた場合、燃料補填積立金を事前に支払う必要があります。
(積立金を使用しなければ全額返還されます)
- 過去7年分の燃料使用量を確認できる書類の準備が必要です。
- 今後3年間で組織全体の燃料使用量を15%削減^{※2}する計画を立てる必要があります。

※1 農業協同組合又は任意組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあること）

※2 新規で取り組む場合、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践で10%の削減が見込めます。プラスの取組として、省エネ効果のある資材、設備（ヒートポンプ等）等を購入もしくは導入計画、低温適応性品種への転換等がある、もしくは過去7年以内にこれらの取組で省エネに取り組んでいる必要があります。（取り組む省エネ効果の根拠資料を準備してください。）

補填額の計算例（省エネ加速化特例を利用しない場合）

＜A重油価格 101.3 円/L、給油量 10,000L/月、冬季の気温が平年並みで価格急騰時の特例がなかった場合の補填金額＞

$$(101.3 \text{ 円/L} - \underline{94.1 \text{ 円/L}}) \times 10,000\text{L/月} \times \underline{0.7} = 50,400 \text{ 円/月}$$

発動基準価格(見込) 当月購入数量の70%

・国と農家の負担割合は1:1のため、

$$50,400 \text{ 円} \div 2 = \underline{25,200 \text{ 円}} \leftarrow \text{国の補填金額}$$

- ご質問のある場合や組織等で加入の意思がある場合は、6月19日(木)までに以下の問合せ先までご連絡ください。

申請書類一式は、7月3日（木）17時までに愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課に提出する必要があります。申請書類作成に時間がかかることが予想されるため、加入の意思がある場合は、お早めにお問い合わせください。

- 事業に公募する場合は、ご自分で書類作成をする必要があります。申請書類は、公募のマニュアル <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/engei/nenyu-kakaku.html> を参考にして、ご用意をお願いします。

お問合せ先：【申請先（事業概要）】豊田加茂農林水産事務所農政課（森本）

TEL(0565)32-7363

【省エネ技術】豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課

TEL(0565)32-7509